## 国立大学法人東京農工大学資金運用管理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(組織)	(組織)	
第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織す	第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織す	
る。	る。	
(1) 理事(経営・企画担当)(資金運用責任者)	(1) 理事(総務・経営企画担当)(資金運用責任者)	
(2) 次長のうちから学長が任命する者 1人(資金運用副責任	(2) 研究・財務戦略部長(資金運用副責任者)	
<u>者)</u>		
(3) 財務課長	<u>(3)</u> 研究・財務戦略部財務課長	
(4) (略)	(4) (略)	
(5) 財務課 出納係長(資金運用副担当)	(5) 研究・財務戦略部財務課 出納係長(資金運用副担当)	
(6)~(8) (略)	(6)~(8) (略)	
2 管理委員会に委員長を置き、理事(経営・企画担当)をもって充	2 管理委員会に委員長を置き、理事(総務・経営企画担当)をも	
てる。	って充てる。	
3 (略)	3 (略)	
(事務)	(事務)	
第6条 管理委員会の事務は、 <u>財務課</u> において処理する。	第6条 管理委員会の事務は、研究・財務戦略部財務課において	
	処理する。	

附 則 (令和3年4月1日細則第9号) この細則は、令和3年4月1日から施行する。